

(参考1) 諸外国の動向

【米国】

現在、食品・医薬品化粧品法が適用され、同法の商品の表示は偽りがあったり、誤解を招くようなものであってはならないとの基本的考え方の下遺伝子組換え食品が既存のものと組成などが同じである場合表示の義務はない。



消費者のGMOへの関心の高まり
各州における遺伝子組換え食品表示の法制化の動き
バーモント州での義務表示法成立(未発効)

2016.7.29 バイオ食品開示基準法 (National Bioengineered Food Disclosure Standard) が成立

(農務長官は以下の開示基準を2年以内に定める)

GM食品開示を全国的に義務化するが、食品メーカーには次の3つのオプションを認める。

- (1) パッケージに「contains genetically modified organisms」という文言を印刷する。
- (2) (USDAによる)GM食品シンボルマークをつける。
- (3) スマートフォンによるQR あるいはバーコードなど電子オプションを使う。この方法が効果的かどうかをUSDAが1年間で検証する。

※小規模食品メーカーは、開示要件をウェブサイトあるいは電話番号を示すこと満たすことができる、さらにレストランと極小食品メーカーは開示を免除される。

※食肉、鶏肉と卵はUSDAが(先行他法令により)規制し、主成分である場合は開示を免除される(複合原料として使われた製品は開示対象となる場合もある)。

※USDA長官は、GM飼料で飼育されたというだけの理由で食肉にGM開示することを禁じる。

※USDA認証オーガニック食品は「not bioengineered」、「non-GMO」という開示を付け加えることができる。

※州など下位機関によるGM食品開示義務化は、これを禁じる。

(参考2) 諸外国の動向

【カナダ】

遺伝子組換え食品表示義務化法案(BILL C-291)が連邦議会下院にて否決(2017.5.17)

《投票結果： 216(否)対 67(採)》

【カナダ保健省の政務官(Mr. Joel Lightbound,自由党(与党))が答弁】

- ・健康リスクがあるときには表示がなされるべきである。また、健康リスクが存在しないときは、表示によって消費者に誤認させないようにするべきである。
- ・カナダの食品の安全性については、政府が科学的知見に基づき、長期間にわたり審査しており、安全なもののみが消費者に提供されることとなっている。現在流通しているGM食品は政府が安全性を承認したものであり、non-GM食品と安全性及び栄養の面で違いはない。
- ・GM食品についての自発的な表示は可能であり、(カナダと食品サプライチェーンが一体化している)米国も同様のアプローチをとっている。

BILL C-291

An Act to amend the Food and Drugs Act (genetically modified food)

Her Majesty, by and with the advice and consent of the Senate and House of Commons of Canada, enacts as follows:

R.S., c. F-27

Food and Drugs Act

1 The *Food and Drugs Act* is amended by adding the following after section 5:

Genetically modified food

5.1 No person shall sell any food that is genetically modified unless its label contains the information prescribed under paragraph 30(1)(b.2).

2 Subsection 30(1) of the Act is amended by adding the following after paragraph (b):

(b.1) defining the expression "genetically modified";

(b.2) respecting the labelling of genetically modified food, to prevent the purchaser or the consumer of the food from being deceived or misled in respect of its composition;